

記載例

様式第 1（第 2 条第 1 項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書

年 月 日

新潟県知事 花角 英世 殿

住 所 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
名 称 新潟未来食品株式会社
代表者の氏名 代表取締役 新潟 太郎

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 地方公共団体の長（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

地域経済牽引事業計画

I 必須記載事項

1 地域経済牽引事業の内容及び実施期間

(1) 地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略
(同意基本計画の名称)

第2期新潟県全域基本計画

(活用する地域の特性及びその活用戦略)

新潟県の企業、大学などの健康関連の知見を活用した健康関連産業・ヘルスケア分野

(2) 地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項

申請者（代表者）	
	①名称、 ②住所、 ③代表者名、 ④資本金、 ⑤従業員数、 ⑥業種、 ⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割（地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合）
	①新潟未来食品株式会社 ②新潟県新潟市新光町4番地1 ③新潟 太郎 ④1,000万円 ⑤30名 ⑥0961 精米・精麦業 ⑦9999999999 ⑧3月
地域経済牽引事業を共同して行おうとする者	
	①名称、 ②住所、 ③代表者名、 ④資本金、 ⑤従業員数、 ⑥業種、 ⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割
1	
2	

(3) 地域経済牽引事業として行う事業の内容

(事業名)

腎臓病患者向けの新潟県産コシヒカリを用いた食味の優れた低タンパク質ご飯の開発、製造、販売事業

(関連する業種)

食料品製造業

(地域経済牽引事業の内容)

【事業の実施背景（これまでの経緯）】

当社は、昭和 30 年の創業以来、新潟県産コシヒカリのパックご飯の製造・販売を行ってきた。ブランド米コシヒカリを当社独自の圧底特殊釜で炊き上げる製法により、市場の評価を得て、平成 10 年度のピーク時は 15 億円の売上を有するとともに、平成 24 年には〇〇主催の「〇〇食品 award」において金賞を受賞した。

その後、人口減少に伴う市場の縮小の影響により、令和 2 年度は 10 億円まで売上が落ち込むこととなった。また、今後の国内パックご飯市場は令和 2 年度の 2500 億円から 20 年後には 1600 億円に縮小することが見込まれ、新事業への進出が課題となっている。

腎臓病患者の間では、タンパク質含有量から、普通のご飯を十分食べられないことが生活上（QOL）の課題であることが、新潟未来医科大学の研究結果で明らかにされた。

これまで、同大学第 2 内科教室と大手病院食メーカー「(株) 〇〇メディカルフーズ」との間で低タンパク質ご飯の開発を行ってきたが、食味の面で劣り患者の日常生活における満足度の観点から支持を得られないことが課題であった。

今般、当社が創業以来磨き上げてきた新潟県産コシヒカリを美味しく炊き上げ、パック包装する技術と同大学第 2 内科教室及び(株) 〇〇メディカルフーズの研究成果を活用し、腎臓病患者向けの美味しいパックご飯「商品名：にいがた健康ご飯」の開発、製造、販売を行うものである。当該商品は酵素を活用してタンパク質含有量を従前の 50%以下に抑制する技術であり、国内では導入事例のないものである。腎臓病患者数については年々増加傾向であり、〇〇学会によると令和〇年には国内腎臓病患者数は〇万人になることが予想されている。また海外においても各学界から腎臓病患者数の増加が予測されている。患者数の増加に伴い当該商品の需要も拡大することが見込まれることから、本事業計画において高付加価値パックご飯生産体制の強化を図り、国内シェアの拡大及び海外展開を図るものである。

【今後の具体的な事業内容】

令和 6 年度に、同大学第 2 内科教室及び(株) 〇〇メディカルフーズとの共同事業で、試供品の開発を行う。試供品は、同大学附属病院の通院患者に提供し、80%以上の患者から支持が得られた段階（令和 7 年度を目標）で、量産を図ることとする。

令和 6 年度に現工場の隣接地に生産工場を増設し、令和 7 年度から月産〇万食の生産を開始する。

販路については、当面、(株) 〇〇メディカルフーズの販売網を活用する。令和 8 年度中に、全国の腎臓病患者へ直接販売を行うため、インターネット販売を開始する。併せて、テレビ

CM及び健康雑誌への広告宣伝を行い、市場への浸透を図る。

【事業の目標】

- ・新潟県産コシヒカリを用いた食味に優れた低タンパク質ご飯「にいがた健康ご飯」の開発（令和6年度）
- ・I o Tを活用した生産工場の整備（令和6年度）
- ・インターネット販売システムの整備、Web サイトによる消費者アンケートの実施による食味改良（令和8年度）
- ・本事業計画終了年度（令和8年度）における「にいがた健康ご飯」の売上 11 億円の達成を図る。これにより、当社全体の売上高についても、ピーク時を超える 17 億円を達成するとともに、営業利益 8,500 万円（利益率5%）を目標とする。

（活用を予定する支援措置）

- ・地域未来投資促進税制
- ・地方公共団体による地方税の減免

（その他）

（4）地域経済牽引事業を行う主な実施場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1に所在する新潟未来食品株式会社本社工場

（5）地域経済牽引事業の実施期間

（実施期間）

計画承認日 ～ 令和9年 3月 31日

（実施スケジュール）

取組事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	年度	年度
	年 月～	年 月～	年 月～	年 月～	年 月～
①商品研究開発	開発	開発完了			
②生産工場の整備、設備導入	整備	整備			
③人材確保・育成	募集	募集	〇〇大学国内留学派遣		
④原料米の仕入れ	調達交渉	調達	調達		
⑤量産開始		量産開始	稼働		
⑥販路拡大・広告宣伝		〇〇メディカルフーズの販売網活用	インターネット販売開始 テレビ、雑誌 広告		

2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者ごとに別表 1－1 に記載

3 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

(1) 付加価値創出額

(見込み)

同事業の開始前（令和 5 年度）の付加価値額 3 億 300 万円を事業計画最終年度（令和 8 年度）に 3 億 7,910 万円に増加を図る。

(算定根拠)

区分		事業開始前	事業開始後				
		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	年度	年度
		R 5 年 4 月～	R 6 年 4 月～	R 7 年 4 月～	R 8 年 4 月～	年 月	年 月
①売上高		1, 000, 000	1, 000, 000	1, 200, 000	1, 700, 000		
費用 総 額	②売上原価	600, 000	600, 000	720, 000	1, 020, 000		
	③販売費及び 一般管理費	350, 000	350, 000	420, 000	595, 000		
	④計 (②+③)	950, 000	950, 000	1, 140, 000	1, 615, 000		
⑤給与総額		250, 000	250, 000	264, 000	289, 000		
⑥租税公課		3, 000	3, 000	3, 600	5, 100		
⑦付加価値額 (①－④+⑤+⑥)		303, 000	303, 000	327, 600	370, 100		

(2) 経済的効果

(見込み)

当該事業を実施することにより、計画期間を通じた見込みは次のとおり

①売上高 10 億円 (R 6) →17 億円 (R 8) : 70%増加

②取引額 1.56 億円 (R 6) →2.65 億円 (R 8) : 106%増加

③雇用者数 55 人 (R 6) →60 人 (R 8) : 9%増加

④給与等支払額 2.5 億円 (R 6) →2.89 億円 (R 8) : 15%増加

(算定根拠)

別紙 2－1 のとおり

(注) 地方公共団体が基本計画で定める地域経済牽引事業の経済的効果（取引額又は売上、雇用者数、給与支払額のいずれか）を達成する見込みであることを記載すること。

Ⅱ 任意記載事項

1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

別表 1－2 に記載

2 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

別表 1－2 に記載

3 中小企業者が法第 19 条第 2 項、第 28 条又は第 29 条に定められた事業承継等に関する特例を受ける場合の事項

(1) 承継等中小企業者及び被承継等中小企業者の名称

(承継等中小企業者の名称)

(被承継等中小企業者の名称)

(2) 事業承継等の内容及び実施時期

(事業承継等の内容)

(実施時期)

(3) 法第 19 条第 2 項に定められた中小企業信用保険法の特例を受ける場合は、直前の事業年度における以下の事項

① 純資産の額が零を超えること

純資産合計額＝_____円 > 0

② EBITDA 有利子負債倍率が 10 倍以内であること

EBITDA 有利子負債倍率＝_____倍 ≤ 10

[計算式] (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

借入金・社債 (_____) 円 － 現預金 (_____) 円
営業利益 (_____) 円 ＋ 減価償却費 (_____) 円

4 一般社団法人が法第 23 条第 1 項又は第 2 項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項

(1) 一般社団法人の名称及び所在地

(2) 一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

(3) 法第23条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

5 補助金等交付財産の活用に関する事項

6 法第25条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、
地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項

○土地

- ・新潟市中央区新光町4-2地内、工場用地○○㎡、
- ・令和5年12月取得、○○円

○建物（工場）

- ・にいがた健康ご飯生産工場
- ・令和6年11月着工、令和7年3月完成、建築面積○○㎡、○○円

○設備

- ・○○加工装置 導入：令和7年3月、○○円
- ・○○無菌パック装置 導入：令和7年3月、○円
- ・○○検査測定器 導入：令和7年1月、○円